



山形県公報

令和5年4月14日(金)
第396号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県民の海・プールの開館時間及び休館日……………(観光復活推進課) ……389
- 山形県民の海・プールの利用料金……………(同) ……390
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……394
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……395
- 同……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……396
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……397
- 弓張平公園の利用料金……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……401
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定港湾施設の利用時間等及び休業日等……………(空港港湾課) ……402
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(管財課) ……404
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業振興・経営支援課) ……405

そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……同
- 同……………(同) ……410

告 示

山形県告示第292号

山形県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

区 分	開 館 時 間
令和5年7月1日から同年8月31日までの期間	午前9時から午後8時まで

その他の期間	日曜日	午前10時から午後6時まで
	土曜日	午前9時から午後8時まで
	上記以外の日	午前10時から午後8時まで

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

3 適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第293号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金		
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	6,000円
			1人22回につき	10,800円
		パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	32,000円
		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	17,600円
		パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	9,700円
		パスポート（高齢者）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円
		パスポート（高齢者）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円
		パスポート（高齢者）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円
		パスポート（障がい者等）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円
		パスポート（障がい者等）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円
		パスポート（障がい者等）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円
		夏季の利用の場合	1人1回につき	650円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円
	冬季の利用の場合	1人1回につき	490円	

	高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	650円
			上記以外の日	590円
	高齢者の利用の場合	1人1回につき	540円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,500円	
		1人22回につき	6,400円	
	パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	19,500円	
	パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	10,700円	
	パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	5,900円	
	夏季の利用の場合	1人1回につき	430円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき	290円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	430円
			上記以外の日	350円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,000円	
		1人22回につき	5,600円	

		パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	15,900円	
		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	8,800円	
		パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	4,800円	
		夏季の利用の場合	1人1回につき	320円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
		冬季の利用の場合	1人1回につき	240円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円	
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 320円	
				上記以外の日 290円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円	
団 体	一般	夏季の利用の場合	1人1回につき	520円	
		冬季の利用の場合	1人1回につき	490円	
		高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	400円	
			夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 520円
					上記以外の日 490円
			高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円
			トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	400円
高校生	夏季の利用の場合	1人1回につき	350円		
	冬季の利用の場合	1人1回につき	290円		

		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	250円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	350円
			上記以外の日	290円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	250円
児童等	夏季の利用の場合	1人1回につき		260円
	冬季の利用の場合	1人1回につき		240円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	200円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	260円
			上記以外の日	240円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	200円
親子	回数券による利用の場合	1組11回につき		7,900円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1組1回につき	土曜日等	970円
			上記以外の日	790円

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。

- 8 この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 10 パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ当該区分に定める期間とする。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山市西部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 谷 太	村山市大字大久保乙213番地
同	佐 藤 善 洋	同 大槓1371番地
同	笹 原 勝 美	同 岩野1092番地
同	小 林 加 次 重	同 湯野沢1111番地
同	門 脇 榮 悦	同 大久保甲133番地の1
同	海 老 名 俊 美	同 湯野沢1015番地
同	永 澤 伸 一	同 大槓1279番地
同	大 沼 秀 輝	同 白鳥1571番地
同	太 田 一 男	同 稲下175番地
同	青 柳 剛	同 白鳥1164番地
監 事	鈴 木 幸 和	同 湯野沢167番地
同	齋 藤 與 一	同 樽石468番地
同	笹 原 義 一	同 長善寺578番地

山形県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	小林加次重	村山市大字湯野沢1111番地
同	海老名俊美	同 1015番地
同	片桐秀行	同 大久保甲140番地
同	永澤伸一	同 大槓1279番地
同	高谷太	同 大久保乙213番地
同	太田一男	同 稲下175番地
同	飛田光宏	同 岩野1069番地
同	大沼清孝	同 白鳥1870番地2
同	佐藤善洋	同 大槓1371番地
同	青柳剛	同 白鳥1164番地
監事	芦野充浩	同 大久保甲100番地
同	齋藤與一	同 樽石468番地
同	笹原義一	同 長善寺578番地

山形県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日
令和5年4月10日

山形県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地

最上郡大蔵村大字清水2309番地4

3 認可年月日

令和5年4月10日

山形県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

3 認可年月日

令和5年3月31日

山形県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

令和5年3月31日

山形県告示第300号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡小国町・白鷹町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白鷹町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白鷹町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第301号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
オートキャンプ場	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで	11月1日から翌年の5月31日まで
テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場 パターゴルフ場	午前9時から午後5時まで	11月1日から翌年の5月31日まで
体育館 屋根付広場		1 4月1日から5月31日まで（4月29日から5月5日までを除く。）の火曜日から木曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である日を除く。） 2 11月1日から翌年の3月31日までの月曜日から金曜日までの日（休日である日を除く。） 3 12月29日から翌年の1月5日まで

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第302号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル 1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,600円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,700円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分			利用料金		
オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	閑散期平日	1人1回当たり	125円	
			上記以外の日	1人1回当たり	250円	
		児童生徒等以外の者	閑散期平日	1人1回当たり	250円	
			上記以外の日	1人1回当たり	500円	
	テントサイトの使用	駐車場を併設するものの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり	2,000円
			宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1区画1泊当たり	4,000円
				3泊目以後	1区画1泊当たり	3,200円
		駐車場を併設しないものの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり	1,500円
			宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1区画1泊当たり	3,000円
				3泊目以後	1区画1泊当たり	2,400円
コテージの使用	宿泊を伴わない使用		1棟1回当たり	5,000円		
	宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目		1棟1泊当たり	10,000円	
		3泊目以後		1棟1泊当たり	8,000円	

テニスコート	児童生徒等のみが使用する 場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1面1時間当たり	200円	
		上記以外の場合	1面1時間当たり	240円	
	上記以外の場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1面1時間当たり	400円	
		上記以外の場合	1面1時間当たり	480円	
陸上競技場	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり	490円	
		上記以外の場合	1時間当たり	980円	
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1時間当たり	50円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	100円	
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1時間当たり	300円	
	上記以外の場合		1時間当たり	600円	
運動広場	児童生徒等のみが使用する 場合		1時間当たり	230円	
	上記以外の場合		1時間当たり	460円	
パターゴルフ場	児童生徒等が使用する 場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1人1回当たり	200円	
		上記以外の場合	1人1回当たり	250円	
	上記以外の場合	オートキャンプ場宿泊者 が使用する場合	1人1回当たり	400円	
		上記以外の場合	1人1回当たり	500円	
体 育 館	ア リ ー ナ	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり	250円
			上記以外の場合	1時間当たり	500円
		半面を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり	120円
			上記以外の場合	1時間当たり	240円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	
	軽 運 動 室	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり	250円
			上記以外の場合	1時間当たり	500円

		上記以外 の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1時間あたり	30円
			上記以外の場合	1人1時間あたり	60円
屋根付広場	全部を単 独で使用 する場合		児童生徒等のみが使用する 場合	1時間あたり	250円
			上記以外の場合	1時間あたり	500円
	上記以外 の場合		児童生徒等が使用する 場合	1人1時間あたり	30円
			上記以外の場合	1人1時間あたり	60円

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
	ガスコンロ	1回につき	10円
体育館	温水シャワー	1回につき	100円
	和会議室	1室1時間につき	400円
	会議室1	1室1時間につき	250円
	会議室2	1室1時間につき	120円

ハ 電気消費加算額

区	分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	テントサイト（宿泊を伴わない使用）	1区画1回につき	1,150円
	テントサイト（宿泊を伴う使用）	1区画1泊につき	1,150円
体育館	アリーナ	全灯使用	1時間につき 230円
		1/2灯使用	1時間につき 110円
		持込機器電源	実費相当額
	軽運動室	持込機器電源	実費相当額

屋根付広場	全灯使用	1時間につき	210円
	持込機器電源	実費相当額	

備考

- この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第303号

令和4年7月県告示第567号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和4年3月11日から同年11月25日まで

（変更後）令和4年3月11日から令和5年3月10日まで

山形県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市（新庄河川事務所管内：赤川流域）

2 公共測量を実施した期間

令和4年3月11日から令和5年3月10日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市の一部

2 公共測量を実施した期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第306号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間等

区 分		利用時間等
鼠ヶ関マリーナ	4月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後6時まで、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。
	10月1日から翌年の3月31日まで	午前8時30分から午後5時まで。ただし、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。

2 休業日等

区 分	休 業 日 等
鼠ヶ関マリーナ	1 研修ホール以外の施設にあっては、4月25日から5月7日までの日を除く期間の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで

3 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第307号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 免許の取消しをした年月日

令和5年4月4日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号

齊藤 千可己 第4690号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第1号の規定による申請があったため

山形県告示第308号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	新庄支店	新庄市沖の町5番5号	〃	〃
〃	最上町支店	最上郡最上町大字向町 609番地の6	〃	〃

を

〃	新庄支店	新庄市沖の町5番5号	〃	〃
---	------	------------	---	---

に、

〃	酒田支店	酒田市中町二丁目6番 17号	〃	〃
〃	余目支店	東田川郡庄内町余目字 沢田159番地の1	〃	〃

を

〃	酒田支店	酒田市中町二丁目6番 17号	〃	〃
---	------	-------------------	---	---

に、

〃	新庄支店新 庄西出張所	〃	〃	〃
---	----------------	---	---	---

を

〃	新庄支店新 庄西出張所	〃	〃	〃
〃	最上町支店	〃	〃	〃

に、

〃	東大町支店	〃	〃	〃
---	-------	---	---	---

を

〃	東大町支店	〃	〃	〃
〃	余目支店	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月17日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中

酒田支店	酒田市中町二丁目6番17号	〃	〃
余目支店	東田川郡庄内町余目字沢田159番地の1	〃	〃

を

酒田支店	酒田市中町二丁目6番17号	〃	〃
------	---------------	---	---

に改める部分及び

東大町支店	〃	〃	〃
-------	---	---	---

を

東大町支店	〃	〃	〃
余目支店	〃	〃	〃

に改める部分は、同月24日から施

行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
山形県警察本部庁舎に係る電力の供給
契約電力 常用電力515キロワット、予備電力515キロワット、使用電力量2,604,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部管財課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2064
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 5 特定調達契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1キロワット、1月当たり）
【常用電力】 令和5年4月1日～令和8年3月31日	1,679.70円
【予備電力】 令和5年4月1日～令和8年3月31日	1,679.70円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1キロワット時当たり）
令和5年4月1日～令和8年3月31日	19.43円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和5年5月15日まで縦覧に供する。

令和5年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ天童鉾ノ町店

天童市鉾ノ町一丁目1番6号外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和4年11月11日

3 意見の概要

騒音対策等、地域住民の環境の保持に留意すること。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年4月14日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	単身可
同 3号	同	3DK	74.0	2	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同 春日アパー ート1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可
同 成島アパー ート2号	同 成島町三 丁目2-95	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300	
同 2号	同	同	68.7	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	単身可
同 中田第1ア パート3号	同 中田町 658-3	同	69.9	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	
同 4号	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	
同	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	単身可
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同 相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	

同 ト	成田アパー 同 -3	成田3102	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同	同	同	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	
同 ト	白鷹アパー 同 -1	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同 ト	あらとアパ -1 -2号	同 725	同	77.9	3	同	24,600	28,400	32,500	36,600	41,800	48,300	
同 ト	飯豊アパー 同 -3	飯豊町 大字萩生3893	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、い

ずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和5年4月17日（月）から同月21日（金）までの午前9時から午後4時30分まで
（ただし、郵送の場合は、令和5年4月21日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
山形県住宅供給公社 置賜地域管理事務所

5 入居の時期 令和5年6月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年4月14日

山形県住宅供給公社
理事長 平山 雅之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	74.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700		单身可
同 東部アパ ート3号	同 朝陽町6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		单身可
同	同	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		单身可
同 茅原アパ ート1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600		单身可
同	同	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600		单身可
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	2	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		单身可
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		单身可
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		单身可
同 未広アパ ート3号	同 未広町23 -60	2LDK	69.3	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		单身可
同 大西町住宅	同 大西町21 -10-1	2DK	51.9	1	特定目的用 (高齢者等別 荘)	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		同
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	同	51.2	1	同	15,100	17,400	19,900	22,500	25,700	29,700		同
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900		同
同	同	同	51.2	1	一般用	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900		同

同 川南住宅3号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,100	18,500	21,200	23,900	27,300	31,600	
同 4号	同 1-4	3K	54.6	3	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 川南アパ-ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	单身可
同 同	同	同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 こがねアパ-ト1号	同 こがね町一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 同	同	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	
同 同	同	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	单身可
同 東泉アパ-ト1号	同 東泉町四丁目15-21	同	61.0	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同 同	同	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	单身可
同 同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 鳥海アパ-ト1号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同 2号	同	同	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同 3号	同	同	67.0	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,300	44,100	

同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	68.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	单身可
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同	同	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	单身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	
同	同	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	单身可
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国

の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年4月17日（月）から同月21日（金）までの午前9時から午後4時30分まで
（ただし、郵送の場合は、令和5年4月21日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
山形県住宅供給公社 庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和5年7月上旬

令和5年4月14日印刷 発行所 山形県庁
令和5年4月14日発行 発行人 山形県